

無担保ローンお申込みの皆さまへ（日信協、日信協オリコリトライ申込用）

当金庫の無担保ローンのお申込みにあたり、下記の内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

【保証機関】 一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下、「日信協」といいます）
株式会社オリコ（以下、「オリコ」といいます）

* 証書貸付をお申込みの場合【証書貸付】のご確認内容もご確認ください。

当座貸越（マイプラン、そなＹＥＬＬ）をお申込みの場合【当座貸越】のご確認内容もご確認ください。

ご確認項目	ご確認内容
取引資格	<p>申込人の方および連帯債務者としてご契約される予定の方は、融資のご利用に際して、取引資格が必要となります。</p> <p>(1) 中国労働金庫（以下「金庫」といいます）に出資している会員の構成員の方は、「所属確認書」等にて、会員の構成員であることの確認をさせていただきます。</p> <p>(2) 上記以外の方は、「中国ろうきん友の会」の加入等により取引資格を取得していただきます。</p> <p>* 入会資格は、中国5県に居住または勤務される方等です。</p> <p>* 新規で入会いただく場合は、入会金1,000円が必要です。</p> <p>* 連帯債務者としてご契約される予定の方は、入会金は不要です。</p>
反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意について	<p>申込人の方および連帯債務者・連帯保証人としてご契約される予定の方は、反社会的勢力ではないことの表明・確約に同意のうえ申込み（ご契約）いただきます。</p> <p>次の(1)の各号のいずれかに該当し、もしくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、金庫からの請求によって債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額をご返済いただきます。</p> <p>また、これにより損害が生じた場合でも、金庫になんら請求しません。</p> <p>(1) 金庫との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</p> <p>①暴力団、②暴力団員、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知識暴力集団等</p> <p>(2) 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。</p> <p>①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて金庫の信用を毀損し、または金庫の業務を妨害する行為、⑤その他前各号に準ずる行為</p>
窓口直接融資制度に関する取扱い	<p>金庫の窓口直接融資制度により、ろうきんローン利用の申込をされるにあたり、金庫と会員団体が下記項目の情報を共同利用することについて、同意の確認をさせていただきます。</p> <p>* 当該取扱いは、金庫の会員として出資をいただいている労働組合・職員組合等の構成員に限ります。</p> <p>(1) 会員団体の構成員たる資格に関する情報</p> <p>①氏名 ②所属会員および勤務先 ③職場番号 ④職場名 ⑤職員番号 ⑥住所 ⑦郵便番号 ⑧生年月日 ⑨電話番号</p> <p>(2) 取扱労働金庫に関する情報</p> <p>①取扱店 ②顧客番号</p> <p>(3) 会員団体を介した取引に必要な情報</p> <p>①貸金控除金額 ②貸金控除の対象となる預金、積金、貸付の有無および口座番号 ③預金、積金の入金日および貸付返済日、返済金額の変更に係る項目 ④預金、積金の契約内容（契約回数、払込済回数、満期日） ⑤貸付の契約内容（契約回数、払込済回数、最終期日）</p>
・保証について ・再審査（リトライ）	<p>(1) 金庫の会員として出資をいただいている労働組合・職員組合等の構成員の方 日信協による融資が受けられない場合には、他の保証機関である「オリコ」へ再審査（リトライ）を依頼します。</p> <p>ただし、オリコへリトライできる対象商品は次のとおりとなります。</p>

ご確認項目	ご確認内容
	<p>【オリコリトライの対象商品】</p> <p>① 証書貸付 カーライフローン、教育ローン（分割融資は対象外となります）、無担保多目的ローン、無担保住宅ローン（最長融資期間は15年になります）</p> <p>② 当座貸越 マイプラン</p> <p>* 「中国ろうきん友の会」の方は、再審査（リトライ）制度の適用がありません。</p> <p>* 日信協保証とオリコ保証は保証料率が異なります。 また、保証料率が異なることから返済金額等が相違する場合があります。</p> <p>* 保証機関の保証委託約款を承諾し、保証委託していただきます。</p> <p>(2) 「中国ろうきん友の会」の構成員の方 保証機関の保証委託約款を承諾し、保証委託していただきます。</p>
保証料の支払い	保証料は、お借入金利に保証料率を加算してお支払いいただく方法となります。
代位弁済	万一、返済困難の場合、保証機関が規定により代わって当金庫に返済しますが、返済が免除されるのではなく、以後、保証機関が求償権行使（返済請求）します。
保証について (個人連帯保証人) 【証書貸付】	次に該当する場合は、その方を連帯保証人とさせていただきます。 * 当座貸越商品（マイプラン、そなYELL）は除きます。 なお、連帯保証人となられる方に対しましては、別途、連帯保証の法的効果・リスク等についてご説明いたします。 (1) 借主以外の方の収入を合算して融資を受けられる場合 (2) 当金庫または保証機関が必要と判断し、対象の方にご了承いただいた場合
申込金額	各商品により申込上限額が異なりますので、詳細は中国ろうきん窓口にお問い合わせください。 (1) 証書貸付は、原則として1万円単位となります。 (2) マイプラン、そなYELLは10万円以上10万円単位となります。
融資期間 【証書貸付】	各商品により最長返済期間が異なりますので、詳細は中国ろうきん窓口にお問い合わせください。 * 無担保住宅ローン（オリコリトライの場合）は、最長融資期間が15年になります なお、融資期間の算定基準は、融資実行日を起点とし、融資期間による応当年月を求め、当該月の約定日までを貸出期日とします。 【融資期間の算定例】 例① 融資実行日 2014年1月10日、融資期間1年、約定日25日とした場合 初回元金返済日 2014年1月25日 ⇒ 貸出期日 2015年1月25日（返済回数13回） 初回元金返済日 2014年2月25日 ⇒ 貸出期日 2015年1月25日（返済回数12回） 例② 融資実行日 2014年1月31日、返済期間1年、約定日5日とした場合 初回元金返済日 2014年2月5日 ⇒ 貸出期日 2015年1月5日（返済回数12回） 初回元金返済日 2014年3月5日 ⇒ 貸出期日 2015年1月5日（返済回数11回）
契約期間 【当座貸越】	(1) ご契約（更新）日より1年とし、特段の事情（約定による期限の利益を喪失した時、債権保全上懸念があると金庫が判断した時等）がない場合は、自動的に契約期間を1年単位で更新します。 (2) 日信協保証の場合は、契約者が満70歳に達した後最初に到来する契約満了日をもって貸越を停止します。 ただし、貸越金残高がある場合は、返済のみ継続することができますが、満76歳に達する日の前日までには全額をご返済いただくこととなります。 (3) オリコ保証の場合は、満65歳に達した後最初に到来する契約満了日をもって貸越を停止します。

ご確認項目	ご確認内容
返済方法 【証書貸付】	<p>返済は、「元利均等返済」です。</p> <p>元利均等返済とは、返済金額（毎月およびボーナス）の中に元金と利息が含まれており、元金と利息の合計額が一定（毎月およびボーナス）となる返済方法です。</p> <p>* ボーナス返済を併用できる方は給与所得者の方に限ります。</p> <p>また、ボーナス返済割合は50%以内とし、原則として毎月の最終返済日より前の日にボーナス返済が終了する取扱いとなりますのでご注意ください。</p> <p>(1) ご返済の方法について</p> <p>お客様の労金の普通預金口座からの引落による返済となります。</p> <p>ご返済が始まるまでにお勤め先に労働金庫の普通預金への給与振込の手続を行うことにより、給与（ボーナス）が自動的に労働金庫の普通預金口座に振り込まれるため、ご返済の手続が省けます。</p> <p>(2) 初回の返済日について</p> <p>初回の返済日は、上記（1）でご説明している手続きの都合があるため、労働金庫職員とご相談いただくようお願いいたします。</p> <p>なお、ご融資の日から初回の返済日までの期間が長い場合は、支払利息が増加するため、返済金額が変わる場合があります。</p>
返済方法 【当座貸越】	<p>毎月定例返済またはボーナス併用返済となります。</p> <p>なお、毎月の返済日に利息を貸越元金に組み入れるものとします。</p> <p>* ボーナス返済を併用できる方は給与所得者の方に限ります。</p> <p>(1) ご返済の方法について</p> <p>お客様の労働金庫の普通預金口座からの引落による返済となります。</p> <p>ご返済が始まるまでにお勤め先に労働金庫の普通預金への給与振込の手続を行うことにより、給与（ボーナス）が自動的に労働金庫の普通預金口座に振り込まれるため、ご返済の手続が省けます。</p> <p>(2) 初回の返済について</p> <p>初回の返済日は、貸越発生日の次々回約定日となります。</p> <p>* 再利用の場合も同様となります。</p>
適用金利について 【証書貸付】	<p>適用金利は、固定金利型または変動金利型となります。</p> <p>なお、商品によっては固定金利型のみまたは変動金利型のみ場合がありますので、詳細は中国ろうきん窓口にお問い合わせください。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入申込日の金利または金銭消費貸借契約日の金利のいずれか低い金利を適用します。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>融資実行日の金利を適用します。</p> <p>* 無担保住宅ローンの融資期間が15年超となる場合、変動金利型のみを取扱いとなります。</p> <p>* お申し込み受付日から融資実行日までに適用金利が上昇した場合、融資金額・返済期間・融資商品がご希望に添えない場合があります。</p>
変動金利ルール 【証書貸付】	<p>(1) 当金庫が定める「基準金利」の変動幅に連動して適用金利が年2回変動します。</p> <p>(2) 返済期間中の金利は、4月1日と10月1日の見直し基準日に見直します。</p> <p>見直し幅（金利変動幅）は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。</p> <p>(3) 4月1日の基準金利を直後の6月の返済日の翌日より、10月1日の基準金利を直後の12月の返済日の翌日より反映させます。</p> <p>【金利見直し例】今回見直し基準日（10月1日）の基準金利4.00%、前回見直し基準日（4月1日）の基準金利3.80%の場合、今回見直し基準日は前回見直し基準日と比べて基準金利が0.20%上昇したため、直後の12月の返済日の翌日より適用金利が0.20%上がることとなります。</p>

ご確認項目	ご確認内容
返済金額の見直し (変動金利型の融資の場合) 【証書貸付】	<p>(1) 基準金利の変動に伴い、適用金利が引き上げられた場合は、その都度、適用金利、残高、契約書記載の最終期日に基づき、返済金額を変更します。</p> <p>なお、適用金利が引き下げられた場合は、返済金額を変更することなく、最終約定返済日を繰り上げます。</p> <p>(2) 変更後の返済金額は、適用金利が反映された直後の返済分より適用されます。</p>
変動金利ルール 【当座貸越】	<p>(1) 当金庫が定める「基準金利」の変動幅に連動して適用金利が年4回変動します。</p> <p>(2) 金利は、2月1日、5月1日、8月1日、11月1日の見直し基準日に見直します。</p> <p>見直し幅(金利変動幅)は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。なお、見直し後の金利の反映は、次のとおりとなります。</p> <p>① 改定日に貸越残高がある場合(元金がゼロで未収利息のみがある場合を含む)、改定月の約定返済日より適用する。</p> <p>* 改定月前月の約定日以降、改定日前日までの間に初回利用した場合(全額回収後の再利用を含む)、約定返済日(次々回約定日)より適用する。</p> <p>なお、改定日から約定返済日までの間に全額回収した状態で再利用した場合、再利用日より適用する。</p> <p>② 改定日に貸越残高がない場合(未収利息も発生していない場合)、貸越日より適用する。</p>
生命保険 【証書貸付】	<p>お客様の選択により、次の保険を付保することができます。</p> <p>* オリコ保証の場合、付保できません。</p> <p>(1) 団体信用生命保険制度(無担保住宅ローン・教育ローンのみ付保可)</p> <p>被保険者が死亡または高度障害となった場合に、保険会社が残存債務を返済する制度です。ご利用いただく場合は、年利0.18%を保証料に上乗せしてお支払いいただくこととなります。</p> <p>(2) ろうきん3大疾病保障特約・障害特約付団体信用生命保険制度(無担保住宅ローンのみ付保可)</p> <p>被保険者が死亡または高度障害となった場合のほかに、3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)となり所定の障害状態となった場合にも、保険会社が残存債務を返済する制度です。ご利用いただく場合は、年利0.2%を無担保住宅ローンの金利に上乗せしてお支払いいただくこととなります。</p>
在籍確認	<p>申込人の方および収入合算の方が次の事項に該当する場合、勤務先へ電話(架電)にて在籍確認を行うことがあります。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者の方</p> <p>(2) 融資実行予定日が3カ月以上先で、実行前の確認で改めて健康保険証等の提示を受けられない場合</p> <p>* 国民健康保険の被保険者の方は除きます。</p> <p>(3) その他、個別の商品・制度により在籍確認を定めている場合</p>
届出事項	<p>ご住所・お名前・電話番号・ご印鑑・お勤め先等金庫に届け出た事項に変更があった場合は、取扱店までお届けください。</p>
期限の利益と期限の利益の喪失 (全額ご返済いただく場合)	<p>期限の利益とは、借入金を『分割して返済できる』ことをいいます。</p> <p>ただし、ご契約どおりのご返済ができなくなった場合は、ご契約の期日前であっても借入金の全額をご返済いただくこととなります。このことを「期限の利益の喪失」といいます。</p> <p>期限の利益の喪失事由には「ご返済が滞り、『次の返済日』までにご返済(元金・利息のほか、遅延損害金を含みます。)いただけなかった場合」や「住所変更等のお届けをいただけず、所在がご不明となった場合」も該当します。</p> <p>詳しくは、契約書類の規定をご確認ください。</p>
照会窓口等	<p>中国ろうきんコールセンター フリーダイヤル 0120-86-3760</p> <p>◇受付時間/平日9時~19時、土・日9時~17時 ◇休業日/祝休日、年末年始</p>